

第十六回国会 通商産業委員会 議院 議案 録 第十五号

昭和二十八年七月十日(金曜日)

午後二時八分開議

出席委員

- 委員長 大西 貞夫君
- 理事小平 久雄君 理事福田 一君
- 理事中村 幸八君 理事長谷川四郎君
- 理事永井勝次郎君 理事首藤 新八君
- 小川 平二君 田中 龍夫君
- 土倉 宗明君 馬場 元治君
- 笹本 一雄君 柳原 三郎君
- 加藤 清二君 齋木 重一君
- 下川儀太郎君 中崎 敏君
- 山口ジエ君 始岡 伊平君
- 川上 貫一君

出席政府委員

- 通商産業 古池 信三君
- 政務次官 松尾泰一郎君
- 通商産業事務官(通商局長) 徳永 久次君
- 通商産業事務官(繊維局長) 岡田 秀男君
- 中小企業庁長官 岡田 秀男君

委員外の出席者

- 専門員 谷崎 明君
- 専門員 越田 清七君

七月十日
委員坪川信三君辞任につき、その補欠として塚原俊郎君が議長の指名で委員に選任された。

七月八日

四国の電源開発促進に関する請願(中村時雄君紹介)(第一四九八号)

同月九日
信用協同組合育成強化のため障害除

第一類第十二号 通商産業委員会議録第十五号 昭和二十八年七月十日

去に関する請願(井堀繁雄君紹介)(第三二二二二号)
電気事業法の一部改正に関する請願(中村時雄君紹介)(第三二二四号)
計量法の一部改正に関する請願(松野頼三君紹介)(第三二二五号)
の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件
中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二八号)
輸出信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三六号)
繊維に関する件
化学肥料に関する小委員長より中間報告聴取の件

○大西委員長 これより会議を開きます。
本日は、まず化学肥料に関する小委員長より中間報告をいたしたい旨の申出がありますから、これを許します。
土倉小委員長。

○土倉委員 化学肥料に関する小委員会の国政調査について中間報告を申し上げます。
まずこれまでの経過についてその概要を申し上げます。六月二日第一回を開催いたし、委員会の運営方針などについて協議いたしました結果、化学肥料中、特に硫酸工業について調査を行うこと、調査の初めにおいて、関係政府委員その他関係業界各方面の代表者を招いて実情を聴取することに決定いたしました。かくて六月五日には関係

政府委員、六月十一日午前は消費者側の実情を聴取いたしました。午後には生産者側の代表を、六月十二日には輸出業者及び国内流通業者側の代表をそれぞれ、参考人として招致いたしました。これら各方面の実情や、国会に対する要望等を聴取いたしました。次いで去る七月三日第五回を開会いたしました。問題の所在並びにこれが解決のために今後いかに調査を進めるべきかについて検討協議いたしました結果、おおむねこれから申し述べることが多いものであることを各委員の間において意見の一致を見たのであります。

これまでの経過は大体以上のごとくでありまして、今後も引き続き調査を進めますが、この際これら主要なる問題点について一応中間報告をいたしたいと存する次第であります。

第一は価格の問題であります。硫酸の国内販売価格をいかに決定するかという問題は最も重要な問題であります。これには生産原価と、そして企業が生きて行くための一定の利潤を加え、一方農産物の価格などもにもらみ合せて、国内販売標準価格を決定することが必要であります。いづれにしても、適正なる価格の決定には、生産原価を的確に把握することが絶対的の前提条件でありまして、これがために、政府が現行物価統制令を適用することも一応考慮すべきかと思っております。

第二は配分の問題であります。これのために、農家の実需を合理的に算

定し、これを確保するため、実需量以外に、さらに相当量のランニング・ストックを保有する必要があると見られる。一方輸出条件を最も有利ならしめるためには、あらかじめ輸出割当量を定め、その範囲内において、いつでも、最も有利なときに、適宜輸出せしめることが必要であり、これがためには、肥料年度ごとに需給計画を定め、その範囲内で、すべてを計画的に配分する必要があらうと思っております。

ここでちよつと、硫酸輸出の問題に言及したいと存じます。先般、大量の出血輸出を行ったため、その跡始末を国内消費者に轉嫁するのではないかと、この際大きな政治問題となり、世間の一部には、硫酸の輸出等はやめてしまえ、出血輸出で外貨を獲得するくらいならば、これを国内に増配し、主食の増産、輸入の抑制によつて、間接に外貨の獲得をはかるべきだと論ずる者もあるようであります。しかしながら、土質その他からいって、国内の消費にもおのずから限度があり、硫酸はすべてこの原料を国内で自給し得ること、相手

国の東南アジア地方は、年間百六十万トンの輸入を必要としており、しかもこれらの地方からは、米その他の食糧、棉花その他の原材料等の供給を仰いでおるといふ特殊の間柄であること、地の利を得ておること、すなわち競争国たる西独等とは、海上運賃において、現在でもなお五ドルないし八ドルの開きがあること等から見て、まさ

に絶好の輸出物資であると申さねばなりません。

わが国の硫酸生産量は、現在二百五万トンを超えており、国内需要量百五十万トンに対して、五十万トン以上の輸出余力があります。しかも設備能力からいえば、年間二百九十万トンに上るものがあるのであります。

一方生産原価の構成を見ると、生産量とともに増減しない固定費が約四割を占めております。従つて国内需要だけを充足する程度に減産するとすれば、たちまち国内価格の暴騰、ひいては外国よりの輸入、国内重要産業の倒壊を招来することは必至と申さなければなりません。

もと／＼何故に出血輸出になるかと申しますと、過去の事例が示すごとく、輸出の時機を誤る、すなわち割高な引合いがあつても、国内事情のため、みず／＼有利な時機を見送らざるを得ないというようなこともあり、これが、主たる原因は、競争相手に比べて、わが国の生産原価が高いこととて、わが国の生産原価が高いこととてあります。すなわち電解法における電力の供給不足のため、操業度が五〇％余にすぎないこと、ガス法における石炭、コークス等の入手価格の高なこと、金利の安くないこと、設備の老朽陳腐化すること等が主たる原因であります。従つて電力の供給が円滑になり、石炭、コークスの入手価格が下り、また硫酸工業自体の合理化が断行せられますならば、現在よりも、トン当たり、十二ドルないし十四ド

ルの値下げとなり、海上運賃の差と相まつて、優に国際競争に参加し得るのであります。この点においては、政府当局に於ても明らかな見通しを持つておるようであります。

かような次第でありますから、硫安の輸出については、これを抑制することができなく、もちろん内需の確保は絶対的でありますが、これと同時に、輸出振興についてもまた大いに努めなければならぬと思つております。賠償支払等に際しても硫安の輸出を特に考慮する必要があるかと存するのであります。

第三は輸出機構の問題であります。輸出による損益と、国内販売勘定とを截然と区別し、いやくも、農民の犠牲において出血輸出することなき疑惑を生ぜしめなためにも、また各生産業者がそれらの貿易商を通じて個別に行ふ不利を避け、輸出の強化をはかるためにも、輸出のための特別機構を設けることが必要だと考へるのであります。

第四は審議会の問題であります。前述の価格決定、需給計画の決定等のため、生産、消費、流通各方面の代表者に学識経験者を加えた審議会を設ける必要があると考へます。

第五は合理化所要資金のあつていせんあります。操業の合理化を断行し、原価の低減をはかるためには、前に申しましたごとく、電力不足による操業度の短縮、石炭、コークス等原材料の割高等、関連工業の合理化にまつこと大なるものもありませんが、硫安工業自体に於てもまた、コップス微粉炭完全ガス化炉の採用、尿素、硫酸安等へ製品形態の転換等によつて、トントン

生産費約六ドルの節約は可能なりと見られるのであります。しかしながらこれがためには、総計二百三億の合理化資金が必要なりと算定せられておるのであります。

ところで、戦後復興途上にあるわが国工業の通弊として、資本の蓄積がなく、ことに龐大な固定設備を必要とし、しかも特殊の産業として、価格や収益について常に政策的制約を受けておる硫安工業は、自己資金によつてこれを調達する能力がありませんから、低利長期資金の融通あつせんが強く要望せられる次第であります。

第六は税制上の考慮についてであります。合理化を容易ならしめるため、輸入機械の関税免除、合理化のため置きかえ配置せられた設備、装置の固定資産税免除等はもとより、さらに進んで西独が実施しておるような輸出奨励のための税制上の特別措置についても考慮する必要があるかと考へる次第であります。

以上をもつて大体化学肥料に関する小委員会の中間報告といたしたのでございませう。

以上申し上げましたことについて、さらに御了解にならない点がありまするならば、同僚委員からも補足して中間報告をしていただきたいと存する次第であります。

○大西委員長 以上をもつて化学肥料に関する小委員長よりの中間報告は終了いたしました。

○加藤(清)委員 中小企業信用保険法の改正の点でちよつとお尋ねしたいのですが、第二条で、資本金の五百万円までの制限を一千万円に引上げたという点と、それから人数の二百人までを三百人に引上げたという点と、それから調整組合及びその連合会を加える、つまり範囲を、数量においても金額においても、員数においても、それから組合の領域においても広げられたという理由を承りたいのであります。

○岡田(秀)政府委員 これは今日中小企業の実情からいたしまして、現在の制限では狭過ぎると考へるのであります。と申しますのは、すでに現在動いておられますところのいろいろの中小金融の諸制度、たとえて申しますれば開発銀行でやつておられます中小企業向けの見返り資金の融資でありますとか、あるいは今御提案申し上げておられますところの中小企業金融公庫の中の条文、あるいは大都市におきますところの信用保証協会におきます保証の限度等が、大体今度改正をねらいといたしておりますところの中小企業信用保険における中小企業の新しい定義と合致いたしておるのであります。

それから調整組合を加えましたのは、今度中小企業安定法が議員提出で改正案が出ておりますが、調整組合が経済行為をやつたり、またそのために必要な金の調達をするということも許されるわけでございませうので、調整組合が金を調達します場合に、その保証が利用し得るようにならしておきます方が親切な事柄であらう。それらの点をかみ合はしまして横にも縦にも範囲を拡張したというふうなことに相

なつておるのであります。

○加藤(清)委員 同じく第四条で、この貸付金の額が五百万円から一千万円にふえ、片や二千万が三千万にふえていふ理由を承りたい。

○岡田(秀)政府委員 これはただいま申し上げました中小企業者の定義を広げましたこととらには相なるのでございませう。現在の中小企業の実情によりますと、全部が全部ではございませぬけれども、五百万円では、たとえば一中小企業者が普通金融機関から借ります限度は五百万円になつております。それを一千万円にいたしましたらと、実情に合わない点があるのであります。私ども中小企業庁といたしましては、各府県を主として実施機関といたしまして、企業診断といふものを、かなり熱意を入れて実施いたしているのであります。各企業ないし協同組合等の内部を調べて、企業不振である原因はどこにあるか、その業態の中におきます病根を摘出したしむと、ともに、今後は企業体が現在のむずかしい経済界の中において発展向上して行くにはいかにかいたすべきかといふような方途について勧告をいたすことになつておるのであります。さういふ場合においては、かようにしたらよろしいのでありますという勧告をいたし、それには金が必要である、その場合、やはり数百万円ないし七、八百万円程度の金があるような事例が割にあるのであります。従いまして、中小企業者の定義を広げますとともに、一中小企業者ないし組合等が借ります金の限度、またそれを保証に付します限度を法律に書いてありますように広げることが必要であらう、こう考へたわけ

○加藤(清)委員 その理由は大体わかりましたが、それでは次に中小企業の信用保険に關して政府の援助と申しますようか、政府から何かの援助資金というものが出ておるか、この点をお尋ねしたい。

○岡田(秀)政府委員 この信用保険は、大体保険の性質上当然と申せるのかもしれませんが、独立採算制を建前といたしておりました。保険料といはしますれば、たとえれば現行の制度によりますれば、百に対して七五%をこの信用保険でとる。また、今申しましたのは金融機関が中小企業者に金を貸した場合はありますが、信用保証協会が保証いたしました債務は五〇%のものを保証にとることにいたします。その保険料にとりました額に対して百分の三を保険料としていただくことになつておるのであります。それによりまして収支のバランスがとれて行くという趣前にいたしておるのであります。原則としては、国家として、基金として二十億の金を出しておられますけれども、それは運転資金みたくに回して行く元金であります。事務費を含めまして損得なしにやつて行くというものが建前になつておるのであります。従いまして百分の三の保険料が高いか安いかという議論が非常に頻りに行われまして、これを下げよという要求が強いのであります。現在までの統計によりますと、百分の三の保険料を下げますと独立採算が非常に危うくなるというところに相なつておられます。従いまして現在のところにおきましては、い

わゆる国が損をしてもよろしいという建前で保険は運用されておらぬのであ

りまして、独立採算で運用されておるということになっております。

○加藤(清)委員 独立採算で企業が行われるという事は、けつこうなことでございまして、ところで、たゞいま運轉資金が二十億まわされておるといふが、現在の幅、現在のわくであつても、なお独立採算制が危機に瀕することがある、こういうお答えでございませうが、その際にこのわくを広げることによつて、つまりこうなりまして、組合の恩恵を受ける人が多くなるわけでございますね。そのことによつてその企業が一層危機に瀕するとか、いや、そうではなくて、わくが広がれば保険加入者がふえるのでもうかるといふのか、いずれでございませうか。

○岡田(秀)政府委員 保険の利用は利用者かふえて来ますれば、自然危険が分散いたしますから、保険の経済としては内容が健全になつて来ると考へるのが普通であらうかと思つてございませう。ただこの信用保険は、信用保険制度自体として、これを利用する方の信用を檢査するといふ事は、審査する制度にはなつておりません、金融機関ないし信用保証協会がこの保険を利用しようと思へば自動的に利用できるような仕組みになつておりますので、いわゆる逆選択が公然と許されておるのであります。その点で先ほど申しましたように、この保険料を下げるというところまでのはつきりしたデータがないと申しましたのは、逆選択の關係があるものであります。ともかくも保険の範囲を広げまして利用者の数かふえれば、これは一応は逆選択が許されておると申しまして、金融機関はそ

れ、自分でもその危険を一部負担している關係もありまして、その野放図な貸出しをするはずもございませぬから、保険としては基礎が確立すると思へられるのでございませぬ。しかし保険につけられます金額が非常にふえて参りますれば、基金もふやさなければならぬのは、これは常識であります。今度の予算ではこれは一応見送つてはおりますけれども、近い機会におきまして保険特別会計の基金もふやすという必要が生じて来ようかと、その点については具体的に大蔵省とよりく相談をいたしておる点であります。

○加藤(清)委員 私の方の党といたしましては、実はその点だけを問題にしておるのじやないのでして、運轉資金なり、資本なりが、そのまゝの状態にあつて、そうして仕事のわくがふえ、仕事の量かふえて行く。その際に、それでは今のお話で、加入者がふえた場合に企業が独立して成り立つというところは、これは、ごもつともな話であります。経済の原則はそうあらねばならぬ。ところがはたしてこれだけのわくをふやして今の政府の援助二十億だけで足りるか足りないか、もし万一足りなかつた場合にあとでふやすとおつしやいました。それはそれでけつこうでしよう。何もこの法律があした行われただからといつて、あしたからお客かふえるわけのものではないですすからいいでしょうが、そのわくを広げたことによつてただいままでこれに加入していただ人も潤おう分がそう十分であつたとは考へられない。それがわくは広げられるわ、政府からの援助は同じにとどめられたということになりますと、過去よりも一層政府の親心が薄らぐでは

ないか、さすれば過去のこれに加入していた人が不利を招く結果が生じて来るではないか、この点を心配するわけでありませぬが、そういう心配はありやなしや、それは杞憂にすぎるといふこととであれば、まことにけつこうなことであります。

○岡田(秀)政府委員 本特別会計の基金につきましては御心配の点、ある意味におきましてはまことにごもつともでございまして、特別会計を設定いたしました当初におきましては、保険金額の二〇%を準備するといふ、一応これは絶対的な基準ではございませぬけれども、一つの基準をつけて今やつたわけでありまして、それを適用しますれば、数億の基金をふやさねばならぬという機械的な計算になるわけでありませぬ。ところが最近までの二年有半にわたります経験によりまして、今ただちにその基金をふやしておかぬでも、特別会計の運営上支障を来さないという点かふつきりいたしておりますので、今度改正をいたしまして様子を見ながらその点を注意して行けば間違ひはなからうと考へますので、今ただちに基金をふやすといふことはいたしませんけれども、それによりまして保険運用に支障を来すといふことは、絶対ないよう十分注意して行くつもりであります。

○加藤(清)委員 先ほど長官のお話にもありましたが、第一条のわくが広がりました場合においては、これがこの法案だけにとどまるのか、それとも今度行われようとしておる中小企業の長期金融公庫にもそれが適用されるのか、いずれでございませうか。

○岡田(秀)政府委員 先ほどの私の説明でもちよつと申したと思つたのでありますが、最近におきます中小企業金融の状況から判断いたしましたして、この程度の拡張が必要であらうと考へましたというところを申ししたのであります。その点は中小企業金融公庫につきましては同様でございまして、中小企業金融公庫並びに保険に關しまして、中小企業の定義を少しかえて広げたわけでありませぬ。ですから、公庫の方の關係もこれと同様の規定に相なつております。

○加藤(清)委員 もしこれが今度行われようとしておきます長期金融公庫にも適用されることに相なりますと、これは先般行われました中小企業者の大会における決議にもございまして、長官よく御存じと存じますが、なるほどわくを広げてもらいたいという希望も一部あるようございませぬけれども、ほとんどはわくを広げないでもらいたといふ希望が多いようございませぬ。その理由は、あの長期金融公庫の金額が他の大企業に多分にまわされぬように行われておればけつこうでございませぬけれども、ほんとうに腹の減つた方々に対する焼石に水程度のものでございまして、これをわくを広げて一千万の資本金を有するとか、従業員は三百人、一部は千人までも許す、こういうことに相なつて参りました場合におきましては、当然起り得る結果としてその資本金の大きい、従業員が多い方々の方がはるかに力が大きい。従つて金を借りる場合におきましては、この窓口が問題でございまして、過去のいわゆる市中銀行にこれをゆだねました場合におきましては、みんな信用程度によつてこれを貸し付ける。審査部

の審査はみなさきよになつておりますことはよく御存じだと思つた。そう方々には、三十万、五十万、百万の金も困つておる方々にそれが渡らずに銀行からも借りられぬ。もし困つたときには要すれば地方銀行の支店が困るので、銀行の援助もいたさしよう、要すれば銀行管理もしてお手伝いをしてあげようといふ、その中小のうちの大の方にほとんどとられてしまふ憂いが十分にございませぬが、この点むしろ中小のみにウエイトを置かれることが今日の資金、保険、いわゆる金のめぐつて行く、潤う率からいって、当然そういう手だてをすることが必要ではないかと考へておられますが、わくを広げなされることによつて、その精神がかえつて逆に行つてしまふ憂いが十分あると思つたが、これに対する手だてがはたしてできておりますか、おりませぬか。もしおるとするならば、具体的にどのような方策が講じられておりますか、承りたいと存じます。

○岡田(秀)政府委員 今度御提案申し上げておきますところの、中小企業金融公庫が対象といたします中小企業の範囲、これをたゞいま御説明申し上げました中小企業の信用保険と同じように、中小企業の定義を拡張いたしましたことに關連いたしまして、公庫の運用上中小企業の中でも比較的大きな企業の方へ公庫の金が偏在するよくなつたことにならないかという御懸念であつたように思つたが、私どももいたしまして、それがかりに極端なことになりませぬば、一千万円の限度があるといひまして、一千万円の貸金が

千集まりますと、百億でありましてもう窓口なんか開くまでもなく千件貸してしまつたら公庫は一年間昼休みということになるのでありまして、これは極端な例でありますけれども、さういうふうな傾向が強く現われて参りますと、これはいけないと思つたのであります。従ひまして私どももいたしましては、過去のいろいろな中小企業金融の実績を検討してみますと、開業銀行が昨年九月から限度一千万円、資本金一千万円以下の会社というので、大体の仕組みをいたしますれば、新たに御提案申し上げておりましたところの公庫とほとんど同一の条件で貸し出しをやつておるのであります。その平均残高が三百万円前後に相なつておるのであります。何らの手当を加へませんであるという一つの事例があるわけでございます。それからまた信用保証は、これは限度を従来は五百万円をやつておつたのであります。これも平均が百二十五万円程度でございます。かりにこの信用保証のうち商工中金その他をやつておりましたところの組合金融を除いて、個人金融をやつてみますと、平均が八十万円前後になつておるといふうなことがあるのであります。かように自然にまかせておきますとも、かなり資金というものは公平に出ているというのが一応過去の実績に相なつておるのであります。しかしながらお話のような御懸念は、これは今後やはり頭の中に置いて金融の運用に当らなければならぬことは当然でありますので、私もいたしまして、公庫がでさう上りましたならば、たとへば代理店に公庫が与えますところ

の手数料というふうなものがございするが、それを一口当りの金額の大小によりまして、小の方は金融機関が大体手数がかかるし、いろいろな意味で分の悪い貸付けでございますから、分の悪い貸付けに対しては手数料を、たとえば分のいい分よりは多目にすることによりまして、ある程度の効果が得て来るのではなからうか、あるいはまた限度一千万円までの貸出しを代理店にまかす場合におきましても、たとえばその中間的なところへ一つの線を引きまして、それから上二千万円までの部分については、公庫の本部に内容を等具してどうだろかという相談をさすといふふうなことをやらしてみたいというふうなことも一つの手段ではなからうかと思つたのであります。さういふふうなところの点で、一方に偏したようには努力しなからうか、とも思います。一方また零細金融というに、あまりに片寄り過ぎてしまつて、国民金融公庫との関係がまたあるのではありません。国民金融公庫は一般の貸出しが一件当り五十万円程度でございます。連帯保証で貸し出す場合は一件当りの限度が二百万円に相なつておるのであります。従ひまして、中小企業金融公庫が今度生れまし大場合に、連帯で二百万円、一件で五十万円という点にあまりにこれが集中しますと、せつかくでございました公庫が既存の国民金融公庫と領域を二重にやるといふようなこともなるかと思つたのであります。この二つの公庫がおのの／＼のところを得て、それ／＼適切な領分において中小企業金融に役立つといふふうな働きが出来ますれば

ば幸いと存じておるのであります。御懸念のよちな結果になりませんように、十分の注意を払つて行きたい、かように考えております。
○加藤(清)委員 この第一条のわくが他にも適用されるというところにこの問題があるのでございまして、今長官のお答へになりました同じ趣旨のことが、かつての工業新聞にも発表されていたことを私、知つておりましたが、貸出し残高が三百万であるから決してさう片寄つていないという、さういふ考へ方については少々異論を持つておるものでございます。それから銀行の利用高についても少々異論があるので、これはいづれまた別な長期金融公庫の出ました折にまた御方針を伺つていふことにいたしましたので、この法案については別に異論はございません。
○大西委員 次に首藤新八君。
○首藤委員 今回の改正が、非常に困難を來しておる金融の疏通に相当効果があるという考へ方から、私はこれに賛成するのではありません。ただいま加藤委員から言われておつた保険料の問題、すなわち従来七割五分が八割になつて、さうすると五分方保険料を多く負担せなければならぬことになつて来るわけでございます。今日までにおいて、普通の金利の上に保険料という余分な負担を課せられておる。しかもこの前保険料の負担が銀行業者の不当な要求によつて、銀行の負担がはるかに軽減され、被融通者の負担が多くなつておる。その上にさらに五分方保険料が引上げられたことは、金融打撃に効果はあるが、しかし一方において保険料はそれだけ余分に負担しなければならぬといふことになつて来るのであり

ます。さういふ点を考へると、この融通を受ける人の負担を何とかも少し軽減する必要があるのではないか。率直に言いますと、七割五分で融資を受けつておつた方が、今度の五分だけ余分に払わねばならぬといふ不合理な事態に直面するのであります。そこで今日までの保険料の収支、基金を含んで、その実態がどういふふうになつておるか、この点を明確にしていきたいと思つた。こゝろ思ひます。
○岡田(秀)政府委員 実は特別会計の収支のバランスを詳細お示しする数字をここに持参しておりませんので、それは後刻整備いたしましたお届けすることとさせていただきます。思つたのであります。
御指摘の保険料の点でございますが、確かに五分方高くなるわけでございますが、具体的には申し上げてみますと、保険は従来は一〇〇に対して七五五分の保険料にしておつた。それに対して三分の二の保険料をございまして、借りました金額にこれを直しますと、二分二厘五毛の金利になる。それを借りました者が三分の二負担をするわけにございます。今度八〇%保険にするわけにありまして、その三分でありまして、借りました金に直せば、二分四厘にならうかと思ひます。その三分の二といひますと、一分六厘、差が一厘に相なるのであります。たとい一厘といへども、高くなるものがつらいといふ点からいへば、ごもつともでございますけれども、それによつてかきかたなり金融機関の貸出しが円滑化するといふお許しを願えるのではなからうか、か

ように考へておるのであります。ともかく開始いたしましたから二年とちよつと程度の経過を経ておられます。信用保証特別会計の収支のバランスにつきまして、ちよつと時間をおかし願ひたいと思ひます。
○首藤委員 なるほど、差は一厘であるから大したことはないとお考へになるかもしれませんが、しかし中小企業に對してはあらゆる面から指導育成と思ひます。金利において大企業よりも非常に不利な立場におる。この上にもまた保険料という余分なものまで負担しなければならぬ。さういふことになれば、さしたつて金融が従来よりも円滑に疏通するという点は非常に効果的であるが、しかしそれだからといつて、片一方の負担がふやしても知らぬ顔しておるというところは、趣旨に反すると思つたのであります。そこでできる限り中小企業者の負担を軽減するという考へ方のもとに進めて行かなければならぬ。これがためには今日までの収支計算がどういふことになつておるか、それが大体独立計算が立つて行くといふやうな状態か、あるいはまた多少余裕があるといふ状態になつておるかといふやうな点を考慮して、さういふことによりまして、さういふことによりまして、引上げなくとも行けるということになれば、ことに今度七五五分が八〇%になれば、従来より金融は著しく円滑になると思ひます。適用範囲も相当拡大されたから、保険料も相当増徴できると思つたのであります。さういふ点を考へますと、この際その面に格段の考慮を払ふべきではないか、私はかように考へております。ただ当面九州の風水

害を考慮して、災害地の金融を円滑にしたいという考え方から、一日も早くこれを通過させたいという立場に置かれておるから、この国会でもしもそれが困難であれば、その点を考慮して、次の国会でもこれを修正するという方向に持つて行くべきだ、かように考えておられます。

○大西委員長 次に柳原三郎君。

○柳原委員 私はいく簡単な質問であります。この中小企業の定義が今回わかりまして、中小企業のわくが広がりました。今までたとえれば開発銀行を通じて中小企業に融資が行われておる。あの開発銀行の貸出しの規則の中に入つたのである中小企業と、こういう法案の中の中小企業の定義というものは、従前は同じ解釈であつたはずでありますか、どうですか。

○岡田(秀)政府委員 現行の信用保険法で申します中小企業というのは、資本金でいえば五百万円以下でございしました。開発銀行が、先ほども申しましたように、昨年の九月から見返り資金を中小企業に貸し出す制度を引受けまして、新たに貸出したのであります。従来協同融資とか、いろいろの中企業向け貸出しの結果を勘案いたしましたので、割合簡単な形でスタートしたのであります。そのときにおきます相手方の中小企業は、資本金一千万円というところで出発したのであります。この方は法律が特いていまして、大抵これを中小企業者ということにして、それに金を貸そうじやないかという要領といひますか、要綱みたいなこととで出発したと思つてあります。それに対して保険の方が合わなかつたわけでありまして、それを今度合わそうと

いうので、中小企業の定義をかえさせていただきます。こう考えておられます。

○柳原委員 そうするとどういふことですね。開発銀行を通じておつた中小企業の定義とこの保険法にいう中小企業の定義とは、前はおのずから違つておつたわけですね。

○岡田(秀)政府委員 さようであります。それを合わせるためにこの改正案の一条項として定義の改正をお願いするわけでありまして。

○柳原委員 今開発銀行が貸し出す中小企業の定義らしきもの、そういうものについて資料がないと思つたので、たとえれば今度の中小企業信用保険法の一部を改正する法律案の中の中小企業の定義、これはやがて出て来る中小企業の金融公庫法の定義と同じことなんです。ここに「資本の額又は出資の総額が一千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人」と書いてあるのです。この「並びに」といふ言葉を一般の銀行の窓口では非常に誤解しておつて、たとえれば開発銀行で現在貸し出しておるものは、この「並びに」をオアという解釈ではなくして、資本金が一千万円以下であつても従業員が三百人以上ならばだめである、三百人以下の従業員の企業であつても、資本金が一千万円以上であればだめである、こういう解釈をとつて取扱つておるわけですか。これは間違つておるじやないでしょうか。

○岡田(秀)政府委員 現在の開発銀行の「並びに」じやないにまははというのじやないかと思ひます。私今持つておりますが、どつちか一つの条件を満たせばいいというのではなくて、両方の条件を満たさなければいかぬというのが開発銀行の現在の行き方ではなからうかと思ひます。つまり資本金一千万円以下で、同時に従業員が三百人以下でなければならぬ。今度の私どものこの読みますと、資本の額または出資の額が一千万以下の会社は対象になる。それからまた常時使用する従業員の数も三百人以下の会社または個人といふものも対象になる。もとよりその業種を縛りますけれども、資本金または出資一千万以下の会社は入るんだ、一方常時使用する従業員の数が三百人以下、ちよつと括弧がありますが、会社、個人も入るんだ、どつちでもよろしいということになるのであります。開発銀行の方は両方の条件を具備しないといふかぬということになつておるのではありません。その点は今度のわれわれの改正の方が広いと思ひます。

○柳原委員 これはどうですか、文法上からいつても、今度提案された保険法の一部を改正する法律案の中の「並びに」といふ言葉があるいはと書くと、末端においても定義がはつきりして来るのですが、どういふふうになるのですか。

○岡田(秀)政府委員 「この法律において「中小企業者」とは、左に掲げるものをいふ。」とありますから、ここは「並びに」と書かぬと、それらの条件がみな本法でいう中小企業者だということにならぬといふのが、法文を書く技術上の問題になつておるわけでありまして、これで読みますれば誤解なくどつちか一つの条件を具備しておれば、この保険法に申します中小企業者といふことになると思つておるわけであり

○柳原委員 大体わかりました。私の今の質問は公庫法案の審議のときに大體質問すべきものだと思つたのですが、たま／＼この定義の問題が先ほどから議題にもなりましたので、私は関連質問の意味で質問をしておるわけなんです。

そこで先ほど言われたように、開発銀行の中小企業の定義、それから今後開発銀行は公庫に受継がれるのでよろしいが、そうすると、従前のものと今後のものとで、中小企業の定義が狂つて来るが、その辺はよろしく調整されるのですか。

○岡田(秀)政府委員 中小企業の定義は、ここ数年頻りにかわつて来ておるのであります。たとえれば中小企業等協同組合法におきまして、早々におきましては、中小企業の協同組合に入ります得る中小企業者は、従業員百人未満であつた時代もございします。その時代々々で逐次変転して参ります。現在といたしましては、一番広いのが、開発銀行の定義が一番大きなことになつておるのであります。そうして今度はこの保険法を改正しますし、新規に公庫法ができ上りますれば、二つの法律で認めますものが新しいものになります。それに応じて金庫の問題が動くわけでもございまして、開発銀行の中小企業向けに貸し出してあります債権は、今度公庫からできますと、出資ないしは開発銀行からの借入れの形で、債権が公庫に移つて参ります。その辺は都合よく運営できるようになうるか考えておられます。

○柳原委員 私は、中小企業といふもの定義は、常に横においても一定の線であるべきだと思つて。開発銀行の中小企業と、その他に言う中小企業といふものについて、定義、解釈がそれぞれかわつておるといふことは、おもしろくないと思つたのです。だから定義がかわつた場合には、横にも必ず関連性を持つておるのですから、よく注意してやつてもらいたいと思つて。お願いしておきます。

○大西委員長 他に御質疑がなければ、小川平二君より修正案が提出されておきますので、この際その趣旨弁明をお願いします。小川平二君。

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案に対する修正案
中小企業信用保険法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一項中「昭和二十八年八月一日」を「公布の日」に改める。

○小川(平)委員 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案に關しまして、附則第一項のうち「昭和二十八年八月一日」とありますものを「公布の日」に改めたいのであります。ほかでもありませんが、今度の九州地方の水害に關しまして、一日も早く本法案の実施を希望いたしますので、この趣旨からこの改正を希望いたしておる次第でございます。

○大西委員長 以上をもつて修正案の趣旨弁明は終了いたしました。これより討論に入ります。討論はこれを省略いたし、ただちに採決に入りたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○大西委員長 御異議なければ、討論はこれを省略し、ただちに採決に入ります。まず修正案についてお諮りいたします。修正案に賛成の方の御起立をお願いします。

〔総員起立〕

○大西委員長 起立総員、よつて修正案は可決いたしました。

次に修正部分を除く原案に賛成の方の御起立をお願いします。

〔総員起立〕

○大西委員長 起立総員、よつて本案は小川君提出の修正案の通り修正議決いたしました。

○大西委員長 次に輸出信用保険法の一部を改正する法律案を議題といたします。御質疑はありませんか。――御質疑がなければ、これより討論に入ります。討論はこれを省略いたします。ただちに採決に入りたいと存じます。御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○大西委員長 御異議なければ、討論はこれを省略し、ただちに採決に入ります。本案に賛成の方の御起立をお願いします。

〔総員起立〕

○大西委員長 起立総員、よつて本案は原案の通り可決いたしました。

この際お諮りいたします。本日議決いたしました両法案の委員会報告書の作成に關しましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○大西委員長 御異議なければ、さようおとりはからいたしたいと存じます。

す。

○大西委員長 次に纖維に關する件について質疑の通告がありますから、これを許します。齋木重一君。

○齋木委員 私は先般來纖維の問題等について當局に御質問しておたのであります。が、纖維局長の御答弁が、聞き取れなかつたのかもしれないが、要領を得ませんでしたので、お聞きをいたしたいと思つた次第であります。先般來私が言うております福井県下並びに全国の纖維工業におけることに倒産するというような現状であることは、同僚、先輩各位も申し上げました通り、原料高の製品安といふところの大きな打撃を受けておる。それらに対するところの当局の処置が不十分であると思つて、お聞き申したものであります。何といたしまして、國際價格にさや寄せをして輸出をせなければ、發展もできないし、纖維の打開策もとれないという現状であります。これらに對しまして、もう少し通産省は親切な処置をとられることを望むとともに、根本的な対策を、きようは大臣がおりますが、纖維局長に重ねてお聞きをいたします。

○徳永政府委員 人絹關係の最近の價格の状況が、人絹の輸出が一時的に非常に旺盛になりました結果として、やや原料高の製品安といふような状況に當面いたしましたことは、お話し通りの通りでございます。しかしながら、輸出の契約の内容をいろいろと検討いたしましたら、この状況は長続きしそな模様ではございません。従いまして、私どもは、目下の状況はきわめて短期的なものだといふふうに考えておるわけでございます。若干の時間の推移の間に正常な價格状況に復元するといふふうに考えておるわけであります。

○齋木委員 まことに安易なお考えのようで、短期的だといふような御説明であります。が、どだい原料が高いといふことそれ自体が――日本国内におけるところの人絹は、限られたところの大資本を擁しておる会社が製造をいたしております。これらが自由にコストを上げる。現在におきましては、三百余円に高騰しております。こういうことに対して、政府はいかなる手を打ち、またいかに考えられておるか。安い外國の人絹糸を輸入いたして、そして國際價格にさや寄せして、これを製織して輸出をする、こういうような一つの方法も考えるならば、安い原料を輸入する――現在イタリヤ、イギリス、西独等から入つて來るところの人絹糸は、邦貨に換算しまして一萬七、八千円で輸入されるのであります。これらを輸入いたしまして、そして安い、いい製品を輸出するということを考えるならば、これによつて、國內の人絹製造工場に対する一つの刺戟剤になり、重大なる關係を持つて來るとともに、好影響を与え、私は考えるのであります。現在において、イタリヤやイギリス、西独等から安い人絹糸を輸入するといふ処置を通産省において講ずることこそ、適切な策であり、また日本の纖維工業の輸出の發展の意味合いにおきましても、また救済の果すものと私は考えております。この意味において、イタリヤ、イギリス

等の原料を輸入するところのお考えがないかどうかということをお聞いいたすのであります。

○徳永政府委員 日本は人絹工業では、御承知の通り、世界でも有数の國であります。今お話がございました点は、内地は高いから、この際原料の糸を輸入したらいいのではないかとお話しでありますけれども、これは先ほど申しましたように、今日先では高くなつておることは事実でございます。しかしこれは、先ほどお話しありますように、メーカーの数が少なくて、故意に高く売つておるから高くなつておるということには、私も了解しないのであります。輸出が異常に伸びました結果といたしまして、内地が不足なみになつて、その需給關係が高くなつたといふことでございます。私も輸出の伸びております外國の状況というものを検討いたしておるが、その高い状況というものは長続きいたしておりません。従いまして、今日先的に原料不足の状況を呈しておりますが、これは間もなく正常にもどる、ただ短期的にさや寄せを呈しておると考えられるわけであります。さやよるな意味から見まして、今お話のような原料の輸入という考え方を、私はあえて拒否するものではございませんけれども、そういう考え方をとりました際に、その糸が日本に着いたところから、日本では下つておるというふうなうかと考えられるわけでありまして、今のお話のような趣旨が適切な対策であるかどうかということには相當の研究をいたさなければ、疑問があるのではなからうかとさやよるに考えるわけでありまして、

○齋木委員 それでは諸外國では安い人絹糸を製造してどん／＼出しておるのに、日本の高いコストの人絹糸でどうして太刀打ちをして、今後の輸出貿易等に對処して行くという考えを持つていらつしやるか、どうして輸出振興ができるか、これをまずお伺いしなければならぬ。

○徳永政府委員 現状は先ほどから申しておりますように、短期的な要則の状態でございまして、日本のものはどん／＼輸出されておるのであります。ただ輸出が一時的にされ過ぎまして、内地が不足なみになつたという状況、その不足なみから來た需給關係の急激な変化から内地の糸が割高になつておる、さやよるな状況を呈しておるわけでございます。現実には糸もどん／＼出ております。製品もどん／＼出ております。新聞紙等にたとへばインドの市場で、イタリヤの糸が安く日本が負けておるといふようなことが出ておりますが、これも事実でございますけれども、これも正体はもう少し研究を要しますが、われ／＼が研究いたしておるところによりまして、あらかたイタリヤの人絹は日本に負けておりました。織物は日本に全然かなわない。その結果として、糸の滞貨がふえまして、その滞貨の荷さばきといふような形で、インド市場に安く売り出したといふような事情も大きな理由だといふように考えられておるのであります。日本の内地の糸が今高いといふことは事実でございますけれども、日本の人絹工業の國際競争力に疑問があるといふことについては、必ずしも賛成いたしかねるといふ考えを持つており

ます。

○齋木委員 どうも、考えられる、考
えられると言いますが、考えられる
というのでなくして、現実の問題に立
脚してやつてもらわなければ困るので
す。こういつたことを皆様お知りにな
るかどうか、人絹会社は限られた五社
なら五社の人絹会社で、市価をつり上
げようとするときには、製品を手締め
をして出さぬ、そうして市価をつり上
げて、これはとうとうとどつと出し
て機屋に売りつけて、製品になると、
メーカーが手をきゆうつと締めて、お
前ら安いとか高いとかなんとか言い、
キヤンセルとかなんとかへんことを
言うて来る。こういつたようなこと
で、福井県等においては、人絹の生産
の約六割、七割を消費するところの機
屋さんが、みなサンドウイツチの肉み
たいに、まん中で両方から締めつけら
れて、塗炭の苦しみをしているので
す。実際において大資本に搾取されて
いるのです。これらに対して何ら関心
を持たないということは、私どもは政
府当局としてあまりにも無見識とい
うか、無政策といふか、私どもは納得が
行かない。だから、それらをさせない
ところの一つのブレーキをいたしまし
ても、安い人絹糸を輸入するというと
ころの心構えで実際にやつたら、日本
の製造会社もお灸をすえられて、そう
いつたようなことはやらないだろうとい
う考えも私どもは持つてゐる。だか
ら、ちつとは政治的に通産省も考えて
やらなければならぬ。そういう施策を
講じなければ、引下げないだろう。自
由かつてに人絹会社で上げたり下げた
りすることも、やられる状態にあると
私は思うのであります。だから外国の

安いのをぞん／＼買入れれる態勢を、
繊維局長が、イタリヤでもどこでも、
現実的に安いところの原糸を輸入するの
だと、一言新聞に発表しただけで重大
な効果があると思う。だから、それら
も考えてやつていただかなければなら
ない。これに対してもう少し腹をすえ
た答弁をさせていただきたいと思つて
あります。

○徳永政府委員 これはあとで資料と
してお配りいたしますが、人絹の糸及
び織物の生産、出荷、それから輸出の
統計の資料が用意してございます。生
産も若干伸びておるといふように、輸
出が急速に伸びました反動的なもので
ございまして、目先の相場だけを考
えてみますと、今の原糸を手当して、
輸出の織物は採算がとれないというよ
うなことは、ある程度言えようかと思
います。言えようかと思つておられま
す、今の輸出の数量が長期にわたりに
して続きそうではないので、ございま
す。その点から間もなく、一、
二箇月前の正常な状況にもどるとい
ふに認められますので、そうなり
ました場合に、日本の人絹糸は国際競
争で十分出ている品物でございますか
ら、これに競争して外国の糸が入り得
るかどうか、疑問があるということ
を申し上げたわけです。

○齋木委員 実際において、お役所式
の頭と実際の私どもがやつている頭と
違いがあるかも知れませんが、昔から
商売とのごきりは元が切れなければな
らないとよく言うてゐる。元が高かつ
たら、どうしたつて製品は高くなる。
それをまず考えなければいけないと思
う。昔からことわざに、商売とのごき

り元が安くなければならないという
ことがありますが、これは今日もその
通り。これらに対しての対策を考えな
ければならぬ。これが根本問題であ
る。そういう観点からいたしまして、
元を引下げるといふ意味におきまし
て、ここの十日か二十日のうちには三百円
であろうが、いつもは二百円台百五十
円台である。そういう状況に中小企業は置かれて
おる。特に福井県等においては、御承
知の通り震災、震災の二回の大被害を
受けて、復旧その他に財政的に困難な
ところに置かれておる。これは局長も
よくおわかりだろうと思つておる。これ
らに対して先般私共は約三、四十億円の
融資の問題で、これを九十九箇年に
延長してもらいたいということをお
願ひしたのでありますが、そういう観点から
今安いの糸を入れるというだけで非常に
効果的だと考えておられます。目先のこ
とも、まず自先のことでもそれをやると
いう一つの腹を繊維局長は、大臣がい
ないからできないと言われればそうだ
ろうけれども、通産局長とも相談し
て、これを実施すると説明をしていた
だきたい。

○徳永政府委員 先般も申しました
が、人絹の国内の供給力は、ある一つ
の限界を持つておられます。現在の生産
は、能力に対してはほぼ九割であり
ますので、実際能力から見れば、ほと
んど一〇〇％動いておるといふことが
申し上げられると思つておられます。内
需が非常に旺盛であるとか、輸出が非
常に旺盛であるとか、供給調整の弾
力性を持つていないということは、あ

る程度言えると思つておられます。今回のよう
に輸出が急激に伸びました際に、価格
が急上昇するといふ現象も、こうし
たゆえんであるかと思つておられます。今
のような状況を非常に長続きす
るといふことを考えました際には、私
どもとしてもこの価格のある程度の調
節方法を考えなければならぬというこ
とにならうかと思つておられます。こ
も申しました通り、輸出織物の原料糸
がある程度国際価格で供給し得るよ
うな態勢にするといふことは、うまく考
えまないと、糸だけども／＼出て織物
が出ないということになりますと、も
つたないことになり、加工度の高い
ものが出ないことになりまして、生産
過程としておもしろくないといふこと
を考えておられますから、そういうこと
は今度の目先の問題ばかりでなく、恒
久対策として考へべきではなからう
かといふことで、それにつきまして
は、寄り／＼協会にもいろいろな知恵を
出してもらうなり、検討を進めてお
るような次第であります。そのほか今お
話がありましたように、今のような事
態が非常に長く続きそうだとおられる
は、その結果として価格が不当に高
なつた状態が長く続くといふことは好
ましくないことになりまして、そう
いふ長続きするといふことがある程度
認められます際には、お話のような不
足する原料を輸入するといふことは、
一案として出て参るかと思つておられ
ます。私どもも今長続きするものか
いものかといふことをついで、輸出
の状況をこまかく調べておられるので
が、ただいまわれ／＼が握つておられ
ます判断では、今輸出が非常に出来
ることは好ましいことではありますけれ
ども、但し長続きしそらないといふ
のが私どもの判断でありまして、さよ
うな意味から国内的に高い現象に対
する対応策を特に講じなくても、今の高
いのは一時的で、自然に終息するの
であらうといふふうにご考へておられ
ます。

○齋木委員 短期間といふのは、いつ
ごろまでを短期間といふのですか。一
年か二年間から見れば短期間といふこ
とになりますか……

○徳永政府委員 それにはいろいろ
要素があるわけですが、私ども相場が
動く主力をなしております供給不足、
その原因が輸出の方によけいとられ
たといふことにあると考へておられ
ます。輸出の先物契約の状況を検討いた
してみますと、多少言ひ過ぎになるか
もしれませんが、この一月くらい先か
らずつと減つておるのであります。
今の相場は、一月たつたすも下る。相場
というものは、そういうものかと思
います。現実には相場がいつからどうなる
といふことは、私どもはつきり申し上
げる自信はございませぬけれども、需
給関係の大きな原因になつておるもの
の正体を分析しますと、そういう判断
が出て来るということではあります。

○加藤(清)委員 関連でございま
す。実は繊維局長さんが日々一生懸命
にやつておられることは、みんな感謝
しておるのです。それから今度化繊に
非常にウェイトを置いておられること
といふことも、まことにけつこうなこ
とで大賛成なんです。今あなたが短
期々々とおつしやつてゐるが、これは
問題だと思つておられる。これは御承知
もございまして、人絹糸が高くな
スフとを比べて見て、人絹糸が高くな

る程度言えると思つておられます。今回のよう
に輸出が急激に伸びました際に、価格
が急上昇するといふ現象も、こうし
たゆえんであるかと思つておられます。今
のような状況を非常に長続きす
るといふことを考えました際には、私
どもとしてもこの価格のある程度の調
節方法を考えなければならぬというこ
とにならうかと思つておられます。こ
も申しました通り、輸出織物の原料糸
がある程度国際価格で供給し得るよ
うな態勢にするといふことは、うまく考
えまないと、糸だけども／＼出て織物
が出ないということになりますと、も
つたないことになり、加工度の高い
ものが出ないことになりまして、生産
過程としておもしろくないといふこと
を考えておられますから、そういうこと
は今度の目先の問題ばかりでなく、恒
久対策として考へべきではなからう
かといふことで、それにつきまして
は、寄り／＼協会にもいろいろな知恵を
出してもらうなり、検討を進めてお
るような次第であります。そのほか今お
話がありましたように、今のような事
態が非常に長く続きそうだとおられる
は、その結果として価格が不当に高
なつた状態が長く続くといふことは好
ましくないことになりまして、そう
いふ長続きするといふことがある程度
認められます際には、お話のような不
足する原料を輸入するといふことは、
一案として出て参るかと思つておられ
ます。私どもも今長続きするものか
いものかといふことをついで、輸出
の状況をこまかく調べておられるので
が、ただいまわれ／＼が握つておられ
ます判断では、今輸出が非常に出来
ることは好ましいことではありますけれ
ども、但し長続きしそらないといふ
のが私どもの判断でありまして、さよ
うな意味から国内的に高い現象に対
する対応策を特に講じなくても、今の高
いのは一時的で、自然に終息するの
であらうといふふうにご考へておられ
ます。

るといふことは常識として考えられな
いことなんです。ところが、そういう
ことは間々ある。一時的な現象ではご
ざいますけれども何度も繰返される
状況なんです。その折に高い原料を機
場が仕込んでつづつて、たま／＼製品
がでかかつたころに、人絹の輸出が
盛んに行われるようになって高く納
めておればいいが、今度は逆にとま
つて安くなることがある。そうすると
機械は高い糸を買い、せつかく労賃や
技術を加えながら安く売らなければな
らない、糸値よりも製品が安くなる
ということがあつた。そういうことが
繰返されるので、そういうことをなく
する方策がありはしないかということ
なんです。そういうことをないよう
にしてみたい。そこで今日高いのを
安くする刺激材料としてでもその安
糸を入れるという声を上げることな
りともできないか。そうすると業界が
安くなるのではないか、簡単に言う
とそういうことなんです。これを六月
先のものを買つておいて、六月先
らしいようなものですが、つなぎに
わけておるあの三品市場というもの
は、小さな機械にはほとんど利用さ
れていない。だからほかにもういい
手だてはないか、同僚議員の質問の
要旨はこういうことなんです。

○徳永政府委員、ただいま人絹の機
場のお話がありました。私どもがお
聞きしております状況は、むしろ人
絹の機械はもつと操業的に発達して
おると申しますか、あるいは機械が人
絹業者より、はるかに小さいのでござ
いますけれども、しかしながら相場に
は敏感でございまして、福井におい
ては取引所を離れて商売をしていな
い。

極端に申しますならば、糸を買つてそ
れを織つてそれから単純にそのときの
相場で出すというふうなものよりは、
た商売というものはほとんどして
つしやらない。糸を買つたときは機
場を見ながら、それを売つたとき、さ
らにもつと極端に言いますならば、糸
そのものへの相場を盛んにしていら
つしやるというふうには私は聞いて
おる。その点では現在の自由
経済主義の需給調節の最も典型的な機
場でありまして、取引所というものを、
彼高度に利用していらつしやる業者で
あるというふうには私も了解いたして
おるわけでありまして。その中にも
いろいろと実需だけの売り買ひの相場の
反映もございまして、それから金融の
売つたものの決済時期が来ますれば、
品不足でも買つて埋めなければなら
ないというふうなこともあつて、実需を
離れたものとして相場が上つて行く
という要因もあるわけでありまして。取
引所の相場というものはいろいろ／＼複雑な
要因を反映するということにならうか
と考へます。私どもは自由経済の実態
の動きというものは常に十分の注意を
怠らないようにしながら、適切な処置
をとるようにはしなければならぬとい
ふには考へておるわけでございます。
ただいま加藤委員のお話がありま
したように、買つた糸が織物になつた
ときに、いい場合と悪い場合とある
わけでございますけれども、いい場合、
悪い場合のことは別として、原則とし
て福井の人絹の機械さんは百パーセン
ト商業的に敏感な才能をお持ちにな
つて御活躍になつておるといふふう
に、私どもはそれほど優秀であるとい

うに了解いたしておるわけでありま
す。

○加藤清委員、織維局長さんの研究
されていらつしやることもその通りで
すけれども、問題はこういうところに
あるのです。今度産産省がせつかく化
織にウエートを置き、そこで原絹も原
毛もなるべく抑制するようにして行
う、これはやむを得ぬし、けつこうな
ことだと思ひます。ところがこの化織
というものは人絹によく似ておりま
して、上り下りが非常に多いのです。
それだけ底が浅いといへばそれまで
りましようが、そのおかげで機場のこ
ろむる影響が非常に多いのです。今三
品市場に目を向けて敏感に相場に
合つていってやつていってと言つて
しやいませ、それは織維局長さんの
お調べになつたうちや、それからまた
織維局長さんのお耳に入るのはい
うのが多いということなんです。だか
らそれは事実です。それはそれだと
言ひませぬ。ところが実際に三品市場
へ機場が参加しているか、いまいか
ということなんです。あれは御承知の通り
つたり売つたりできませぬよ。しかも
あれは単位がはつきりしておつて、そ
んな機械を十台や二十台持つてい
る人は、あそこ一番最低の売つたり買
つたりする単位まで食いつかせませ
ぬよ。そういう人が数多く困らされて
いることなんです。今ここに先登議員
もおられますが、岐阜の方だつて大
阪の方だつてみんな産産省のことな
のです。そこでその原糸高の製品安の
因がはつきり言へば紡績の暴利と三
品市場におけるそのあふり方とある
わけ、この問題は何も織維局長の責任

においてどうしようとか、織維局
長の腕だけでどうしようできる問題で
はないのです。ところが織維局長とし
ては、それに対処するにあつて、織維
業に携わりながら、こはんをいただ
いておるそういう小さい連中に対して
お考えになつておるかというところ
をお示しいただければそれでけつこう
なんです。

○徳永政府委員、この前もちよつと申
し上げたと思ひますが、人絹の取引
状況を深刻に私が織維局長になりま
して考へさせられたのは、昨年の秋
の人絹暴落の際であつたのでありま
す。その際に私どもが気づきましたこ
とは、人絹の機場の困つておる問
題の中に、一つは人絹そのものの他
維の進歩に比べて進歩がないとい
うことが一つの大きな原因、一つは
紡績に相当する人絹の糸メーカーと
の連絡がないということ、その問題、
それからいま一つが金融上の問題、
一つがいわゆる協同組織による調整
組合的な機能の活用の問題、大きく
わけておるわけでありまして、この
第一と第二の二つの需要を伸ばし、
その第一と第二の二つの需要を伸ば
して、縮まる環境の中ではないとい
ふことをやりました。苦しいこと
しか起りませぬので、伸ばすことによ
つて発展的な解決というところが一番
明なことと思ひますが、その方法とし
て第一、第二の問題がテーマになる
わけでありまして、その点が昨年の秋
の暴落を契機として相当に改善され
まして、それがいわば実を結びかけた
ところが、この二、三、四月ごろである
というふうには私も了解いたしてお

○鹽本委員 どうも人絹糸のごとく細く長くというようならよろしくした御答弁で、一向要領を得ないのであります。この安い外国の人絹糸を輸入する、一つの刺激剤としても原糸を輸入する心構えがあるかどうかということ、をまず重ねてお聞きいたします。これが一つ、これは繊維局長さんへお尋ねします。

次に先般の、保の方がいらつしやるかどうか知りませんが、通商局長はカリ肥料の輸入を二万五千トンと言われましたが、農林省の肥料課長は三万トン輸入ということ言われておりました。五千トンの差額が出ておりました。これは保の方がいなければ、あとにまた留保いたしておきますが、食い違いが五千トンあつたと私は思つてゐるので、あとからお聞きしたいと思ひます。保の方がおいでになれば、この食い違ひを承りたいと思ひます。

○徳永政府委員 先ほど来申し上げましたように、目先原糸の高いことも確かでございますが、この状況が長続きしそうでない場合には、お話のような原糸の輸入ということが、需給の調節、従つて価格の調節ということに有効な手段としてなるかと考へるわけがあります。何分輸入には時間的なギャップもあるわけでございますが、そのものが入りましたところには、需給が正常化したしておりまして、かえつて入りました品物のさばきがつまないということもおそれられますし、また逆に滞貨がふえるということも懸念されるわけがあります。さような点から、人絹業界にとつてプラスになりますか、マイナスになりますか、相当の研究問題であろうと考へるわけでございます。

私も今すぐ輸入を考へる時期かどうかということにつきましては、まだそこまで時期と判断するには尙早であるというふうにお考へておられます。

○加藤委員 これはもう人教も少くしておしまひごろにこんなことを言うことはおかしいかもしませんが、これは大事な問題だと思つておられます。これは、今度繊維局が化繊にウエートを置かないというなら文句はない。ところが、綿や毛の方を軽く見て、化繊にウエートを置く、そしてそこへ相当の政府の援助をするという、ところでこの目的が輸出入のバランスから自然にそうなつて来たというだけであるならば別ですが、これは名前をあげてもいいが、化繊の工場はいかにかつてゐる、それでそれを助けるということが、これは何とくは何とでもいふにつくが、具体的事実として、それが大きな原因になつてゐるとなると、そうなつたあかつきには、繊維局だけでなく、よほど大きな手を打つておかないと、ばた／＼倒れる連中がたたくことができます。新しいものに手をつけたら結果がうまく行かないというが、それは何も繊維業界だけじゃない。すでに化繊でいかれたというのがたたくさもある。綿はいかれた／＼といつても、いかれようが少い。何といつても綿が一番健全だ、その次は毛、その次が人絹であり、化繊だ。その一番あぶない化繊にウエートを置くということでございますので、それ／＼これに對する手だてはできてゐることでございませうが、今の答弁だけでは安心してこれに機械がついて行くということはおもしろいと困難だと存じます。そこで、いづれこの問題につきましましては、時間

をあらためてとくと繊維局の研究されたところを發表していただいて、機場が政府の方針に安心してついでに行けるように、はつきりとここで御言明が願ひたいものと思つておられます。これが第一点、これは答弁はいりませぬ。

それからもう一つ、この次時間がありますればさきよりもいいですけれども、最初にお願ひいたしました通り、繊維のことについて体系づけて御質問したいと思つておられますので、その際の準備に恐れ入りますが、繊維局といたしましては御研究済みのことと存じますけれども、英国の輸出産業に占める繊維のパーセンテージを歴史的に調べておいていただきたいと存じます。それからもう一つは、あのイギリスの繊維工場のある方がどのような状態になつてゐるかということ、政府はこれに對してどういう援助の施策を講じてゐるかという点を、これはよく御存じでございませうけれども、願わくは印刷物にして、簡単に骨子だけでもいいから、皆さんに行き渡るようにしていただけたらならば、これを審議するにあつて参考資料とも相なりまして、たいへん役立つことではないかと存じます。この問題が解決できませんと、独禁法に因連を持つておられますので、これの審議がなかくむずかしくなるのではないかと、私どもは独禁法も全部が全部反対ではありませぬ。ある程度の必要性を認めてゐるものでございませうけれども、この問題が解決できないと、ちよつと難決するじやないかと思つておられますので、恐れ入りますが、ぜひ書類にしておいていただきたいと思ひます。

もう一つお願ひがありますが、今日原料高の製品安ということ、人絹のみに限らず糸へん全部に行き渡る言葉でございまして、そのおかげで中小企業がばた／＼といかれ、不渡り手形は糸へんの機場が一番多く出されてゐるというところになつておられますので、原料高の製品安の原因が那邊にあるか、その原因を政府としてどの程度まで解消するような手だてが立てられるか、あるいは立てられないかもしれませぬ。十大紡や六大毛紡に押されてしまへば、大臣の首でも吹つ飛ぶくらい勢いのある相手でありませぬから、これはちよつと手だてができませんかもしれませぬが、繊維局、通産省としてできる限りの手だてでつておきます。それをひとつよろしくお調べお願ひしたいと思います。大体以上でございます。

○松尾政府委員 たいだいまお話のございましたカリの輸入の問題でございますが、たしか先般通商局長がお答え申し上げましたのは、今度の水害対策の緊急用といたしまして、一万五千トン緊急に輸入するということを申し上げたものではなからうかと思つておられます。大体各省で一致いたしました線が一万五千トンでありまして、それにつきまとしてすでに輸入業者からオツファアをとりまして、多分きのうあたり決定をいたしましたかと思ひます。ただいまお話がありました農林省で三万トンとか申したそうであります、これは例の成分の換算からいたしまして、一〇〇％のものでは一萬五千トンといふことになりまして、五〇％換算で行きますと三万トン程度に相なりますので、換算の差でさういふ表現があつたのではなからうかと私は思ひます。目

下のところ、今申し上げました一万五千トンと決定した後、農林省は別段それを増額されたいという要望は出ておりませぬので、多分その換算の差ではなからうかと思ひます。全般的にカリ肥料につきましては、この四月、五月の外貨予算におきまして、たしか六万トンくらいの輸入計画を一応組んで実施をいたしておりましたが、その後非常に需要が増加したということ、期の半ばにおきましてたしか倍くらいにふやしたと私は記憶しております。従いまして、大体先の需要動向を見まして元來相当ふやして参つております。今申しますように、今度の水害対策として緊急に一万五千トンの輸入を決定したというの、今までの状況になつておられます。

○鹽本委員 今御説明になりましたけれども、農林省の手持は、一千百トンと四千二百トン、合計五千三百トンになります、これを緊急に送つた。それにつけ加えて三万トンの輸入をやつて、六月に船が入つて、八月の十日までには配給できるということを言われた。通商局長は二万五千トン輸入をやつておられるのであります。パーセンテージの問題は別として、そこに五千トンの差があるわけですね。通商局長の言明と農林省の間に五千トンの差があるのは、どちらがほんとうかといふことを私はお伺ひするのであります。

○松尾政府委員 輸入計画なり、輸入計画の実施といたしましては、今私が申し上げたのが、各省で一致して実施しているラインであります。ただ国内の配給といたしまして、すでに輸入

計画で輸入したものの、あるいは輸入しつづつあるものを九州の方に緊急に輸送するという問題は、これは農林省の方で適当に措置をされているのではないかとお思います。従いまして、輸入の分のもの、あるいは従来輸入計画の中で輸入したものを緊急に九州の方にまわすという意味の数量も、今のお話のぐあいですと、一部含んでいるのではないかと思ひます。従つて輸入計画としては、農林省とわれ／＼の方では、現在までのところは数字上の差異もございませぬし、別段意見の相違もないわけでありませぬ。

○齊木委員 それでは輸入のわくその他に対しては通産省は関係しないというのですか。
○松尾政府委員 カリ肥料の国内の配当の問題は農林省で主管いたしておりました。輸入計画だけをわれ／＼通商局の方でやつておりますので、農林省の方からいろいろ御要望があれば、これは大蔵省も入りますが、各省と打合せをして決定しているわけでありませぬ。

○齊木委員 その輸入計画そのものを立てるのは、どの省から要求があつて——農林省は年間を通じて三十万トンだということを言明されておりますが、通産省ではどの省からの要求を勘案されてその輸入計画を立てるのであるか。
○松尾政府委員 カリ肥料につきましては、需要官庁としては農林省でございます。農林省の要望がまず第一の要望になるわけですが、それをい／＼外貨面あるいは通商協定等の関係から地域別にどういふふうな配分をするかというよりなことを通商局で一

応見まして、最後に、各省で関係審議会の幹事会というものをつくつてありますが、そこにかかまして、一応事務的にはきまるのであります。あとは文書で関係審議会の決定を経るといふよりな手順でやつておるわけでありませぬ、需要官庁の要望がまず第一の前提になるわけですが。
○齊木委員 だから私は問うのであります。農林省なり何なりの需要官庁より輸入の量的な要望があり、それによつて通産省は計画を立てるのだから、こう言うのであります。その観点からすると、農林省は三万トン要求して八月十日に入つて来るという。ところが通産省の方では二万五千トンだということから、その五千トンはどこへ行くのだ、こういうのです。

○松尾政府委員 なお調べてお答えをいたしますが、別段今のところ食い違ひはないと確信しております。
○齊木委員 その配給面のことについては農林省がやることは、あなたに聞かなくてもわかつておる。輸入計画を立ててどうするということについては通産省がやるのだが、入つて来たものは農林省でやるのだと通商局ではつづつばねたじやないか。入つてからのことは何だけども、これについては農林省は八月十日に三万トン入るといふ、通産省は二万五千トンというから問題だ。私はその食い違ひを聞いていたのであります。ひとつ調べてください。

○大西委員長 他に御質疑がなければ、本日はこの程度にし、次会は十四日火曜日午後一時より理事会、一時半より委員会を開会いたします。本日はこれにて散会いたします。

午後三時五十八分散会

〔参照〕
中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
輸出信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕

第五号 中正誤

一頁一段末一〇行の前に次のように入るべきの誤
六月二十二日
火薬類取締法の一部を改正する法律案(内閣提出第六七号)の審査を本委員会に付託された。